

公報

一回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

第七号

一九六四年

一月二十四日

目次

○計量法施行規則の一部を改正する規則(規則第八号)	1
○値物防疫法施行規則の一部を改正する規則(規則第九号)	2
○資源調査法施行規則(規則第十号)	2
○社会福祉主事及び保母試験規則の一部を改正する規則(規則第十一号)	4
○医師法施行規則の一部を改正する規則(規則第十二号)	7
告示	
○医療機関の指定について(告示第十二号)	4
○統計庁及び中央選挙管理委員会会の移転について(告示第十三号)	5
○戸籍認定員の任命について(告示第十四号)	5
○社会福祉に関する科目及び養成機関の指定取消について(告示第十五号)	6

労働局事項

○技能試験の実施について(労働局告示第一号)

5

公告

○計量器定期検査について

6

公告

○合併公告(株式会社沖繩銀行と株式会社東洋相互銀行)

7

規則

規則第八号

計量法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六四年一月二十四日

行政主席 大田 政 作

計量法施行規則の一部を改正する規則

計量法施行規則(一九五四年規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の表中圧力計の項の次に次のように加える。

ガス メーター	水量 メーター	検査用送風装置	検査用圧力計	仕上装置
一〇燈以下のガスメーターを検査する能力がある基準ガスメーターまたはガスメーター用基準タンク、ただし、一〇燈をこえるものにあつては、六〇燈以上のガスメーターを検査する能力がある基準ガスメーター	口径が四〇ミリメートル以下の水量メーターを検査する能力がある基準水道メーターまたは全量が二〇〇立方デシメートル以上の液体メーター用基準タンク、ただし、口径が四〇ミリメートル以上の水量メーターを検査する能力がある基準水道メーターまたは全量が二立方メートル以上の液体メーター用基準タンク	一 検査台 二 耐圧試験装置 三 給水設備	一 検査用送風装置 二 検査台であつて圧力計および温度補正計のとりつけられているもの 三 漏えい検査装置	一 仕上装置 二 皮縮装置

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

規則第九号

植物防疫法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六四年一月二十四日

行政主席 大田政作

植物防疫法施行規則の一部を改正する規則

植物防疫法施行規則（一九五九年規則第六号）の一部を次のように改正す
る。

別表一の第一項領域欄中「インドシナ」を「インドシナ（南ベトナムを除く。）」に改め、「ニュージールランド」を削り、「オーストラリア連邦」の次に、「イタリア、コスタリカ、ニカラグア」を加える。

別表一の第五項地域欄中「ニュージーランド」の次に、「イスラエル」を加え、同項備考欄中「さつまいものコルク病」の次に、「フエザリー・モートル、イエロー・ドワッフ、リーフ・スボット」を加える。

別表一の第十項の次に次の項を加える。

別表一の第十項の次に次の項を加える。

十一 オーストラリア連邦、かんしや、とうもろこし、デかんしや、フイジー
インドネシア、フイリツビオシント、ジョソソングラ病、かんしやセレ
ソ群島、ニューギニア、マス、スーダンングラスの全生一病、かんしや白
ラヤ、ボルネオ、インド、体（ただし、とうもろこし、
セイロン、台湾、タイ、ブテオシント、ジョソソングラ 葉病、かんしや露
ラシル、英領ギアナ、オラス、スーダンングラスの種子を 菌病、かんしや枯
ンダ領ギアナ、コロソビ除く。） 条病、かんしや嫌 化病

ア、キユーバ、ホンジュラス、ジャマイカ、プエルトリコ、トリニダード、メキシコ、ニカラグア、アメリカ合衆国、マダガスカル、南アフリカ連邦、パース、エチオピア、ケニア、タンザニア、ウガンダ、モリシウス、トルコ、フィジー、ハワイ、サモア、レニエオン、グレナダ、ゲワデロープ

十二 キューバ、中央アメリカ、南米、アフリカカナリ
ー島、フィリッピン、ジャ
マイカ、アメリカ合衆国

バナナバナマ病

十三 オーストラリア連邦、バナナ属植物の基葉球茎
 フイジー、セイロン、エジプト、ハワイ、台湾、小笠
 原諸島、エリステイランド
 ツブ病
 バナナパンチ

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第十條

資源調査法（一九五九年立法第百五十九号）に基づき、及び同法を実施するため、資源調査法施行規則を次のように定める。

一九六四年一月二十四日

行政主席 大田政作

資源調查法施行規則

〔地図及び簿冊の様式〕

第一條 資源調査法（以下「法」という。）第二條第二項から第四項までに規定する地図及び簿冊の様式は、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 法第二条第二項から第四項までに規定する地図及び簿冊に示す地点の位置の表示については、測量法施行規則（一九六二年規則第二百二十九号）第六条の規定を準用する。ただし、測量法（一九六二年立法第十八号）第四条に規定する基本測量が行なわれていない地域においては、既存の地図等から地点の位置を表示し、基本測量が行なわれる場合には、これを修正するものとする。

二 法第二条第二項から第四項までに規定する地図の縮尺の定めについては、測量法施行規則第四条又は土地調査法施行規則（一九五八年規則第五十三号）第一条第二号の規定を準用する。

三 法第二條第二項に定規する地図及び簿冊のうち土地分類調査の基準の設

定のための調査の結果を示す地図（以下「土地分類基本調査図」という。）又は簿冊（以下「土地分類基本調査簿」という。）には、それぞれ次に掲げる事項を表示するものとする。

イ 土地分類基本調査図

名称

縮尺

地形の成因別及び性状別分布状況又は表層地質若しくは土壌の性状別分布状況

ロ 土地分類基本調査簿

名称

地形、表層地質又は土壌の性状

土地の開発、保全及び利用との関係

四 法第二条第二項に規定する地図及び簿冊のうち水調査の基準の設定のための調査の結果を示す地図（以下「水基本調査観測網一覽図」という。）又は簿冊（以下「水基本調査観測網一覽表」という。）には、それぞれ次に掲げる事項を表示するものとする。

イ 水基本調査観測網一覽図

名称

縮尺

調査地域の範囲

観測所の位置、番号及び種別又は調査した地点若しくは区域

ロ 水基本調査観測網一覽表

名称

調査地域の範囲

観測所の名称、位置、番号及び種別又は調査した地点若しくは区域

五 法第二条第四項に規定する水調査の結果を示す地図及び簿冊には、次に掲げる事項を表示するものとする。

イ 水調査の結果を示す地図

名称

縮尺

調査地域の範囲

観測所の位置、番号及び種別又は調査した地点若しくは区域
降水量、陸水の流量及び取水量の状況

ロ 水調査の結果を示す簿冊

名称

調査地域の範囲

観測所の名称、位置、番号及び種別又は調査した地点若しくは区域

調査に基づく数値その他の事項

（資源調査の実施の公示）

第二条 法第五条の規定による公示は、公報により、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

一 調査を行なう者の名称

二 調査地域

三 調査期間

四 調査作業の種別

（身分を示す証票）

第三条 法第九条第三項に規定する証票の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

身分を示す証票の様式（第三条）

第 号

資源調査法第九条

第三項の規定に基づく

土地立入証

発行機
関の印

一九 年

月

日発行

発行者

（第三面）

備考			整理番号
			作業地域
			作業種類
			交付年月日
			返納年月日
			印 発行者の

（第二面）

所属機関名	
右の所在地	
本人の職名	
氏名	
本人署名	
年 月 日 生	

（第四面）

- 資源調査法（一九五九年立法第五十九号）（抄）
- 第九条 行政主席は、資源調査を実施するために必要がある場合においては、当該資源調査に従事する者を他人の土地又はその他の調査対象に立ち入らせることができる。
- 2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地又はその他の調査対象に立ち入らせる場合においては、行政主席は、あらかじめ、当該土地又はその他の調査対象の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
- 3 第一項の場合においては、資源調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった時は、これを提示しなければならない。
- 第二〇条 次の各号の一に該当する者は、二十五ドル以下の罰金に処する。
- 一 資源調査の実施を妨げた者
 - 二 省略
 - 三 第九条の規定による立入を拒み又は妨げた者（以下省略）

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格B8とする。

規則第十一号

社会福祉主事及び保母試験規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六四年一月二十四日

行政主席 大 田 政 作

社会福祉主事及び保母試験規則の一部を改正する規則

社会福祉主事及び保母試験規則（一九六二年規則第百十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「少なくとも一年一回期日を指定して行なわなければならない。」を「必要に応じてこれを行なう。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第十二号

生活保護法（一九五三年立法第五十五号）第四十九条第二項の規定により、

医療機関を次のとおり指定する。

一九六四年一月二十四日

医療の部

行政主席 大田 政 作

医療機関名

診療科名

開設者名

所 在 地

久部良介輔診療所

全科

仲本 トミ

与那国町字与那国四、〇二二番地

告示第十三号

統計庁及び中央選挙管理委員会は、次のとおり移転した。

一九六四年一月二十四日

行政主席 大田 政 作

名 称

新 所 在 地

旧 所 在 地

移転年月日

統計庁

総務課 那覇市松山下町一丁目二番地
経済課 十五番地
人口社会課 (名波山ビル)

那覇市東町三丁目十四番地 (旧丸山号)

一九六四年一月九日

統計庁

製表課 行政府第二庁舎

那覇市字松尾一三ノ三 (第一相互銀行三階)

一九六四年一月十日

中央選挙管理委員

那覇市字二中前六〇ノ一 (司ビル)

那覇市字松尾一三ノ三 (第一相互銀行三階)

一九六四年一月十日

告示第十四号

戸籍整備法施行規則第十三条により左記のとおり戸籍認定員を任命したので同条第二項により告示する。

一九六四年一月二十四日

行政主席 大田 政 作

法務局民事課

三級法務職

幸 喜 令 雄

那覇法務支局

二級法務職

山 城 勲

コザ法務支局

三級法務職

安 里 栄 喜

コザ法務支局

三級法務職

吉 長 武 光

名護法務支局

二級法務職 渡久地 政 訓

名護法務支局

三級法務職 知 念 真 徳

告示第十五号

社会福祉に関する科目及び養成機関の指定 (一九五四年告示第二十九号) 中次の養成機関は一九六四年四月一日以降その指定を取り消す。

一九六四年一月二十四日

行政主席 大田 政 作

名称 社会福祉事業職員研究所
位置 東京都文京区原町一二

労働局 事項

労働局告示第一号

労働基準法第五十条及び労働安全衛生規則第四十七条の規定により、宮古、八重山において次のとおり免許試験を実施する。

一九六四年一月二十四日

労働局長 照 屋 盛 通

一、試験種目

(一) 二級汽罐士

(二) アセチレン溶接士

二、試験日

(一) 学科試験 一九六四年二月十五日

(二) 実技試験

二級汽罐士 一九六四年二月十六、十七日

アセチレン溶接士 一九六四年二月十八日

三、試験科目及び解答時間

二級汽罐士

(イ) 汽罐の構造

(ロ) 汽罐取扱法

(ハ) 燃料及び燃焼

自 午前十時〇分 至 午前十一時〇分 一時間

自 午前十一時〇分 至 午前十二時十分

自 午前十二時十分 至 午後一時〇分

自 午後一時〇分 至 午後二時〇分

(一) 汽罐に関する法令
自 "二時十分
至 "三時十分

アセチレン溶接士

(二) 溶接装置の構造及び取扱概要
自 午前十時〇分
至 午前十一時〇分
一時間

(三) アセチレン、カーバイド及び酸素に関する事項
自 午前十一時十分
至 午前十二時十分
一時間

(四) アセチレン溶接に関する法令
自 午後一時〇分
至 午後二時〇分
一時間

四、受験資格

(一) 二級汽士

満十八才以上の男子で、労働安全衛生規則第三百十四条の規定に該当しない者

(二) アセチレン溶接士

満十八才以上の者で、労働安全衛生規則第四百七条の規定に該当しない者

五、試験免除

労働安全衛生規則第三百十六条及び同規則第四百八条の但し書の規定により免除するものは、次のとおりとする。

(一) 日本の労働基準法に基づき、二級汽士及びアセチレン溶接士の免許を有する者は、本試験の一部又は全部を免除することができる。

(二) 二級汽士免許及びアセチレン溶接士免許の有効期間が満了した後三年以上経過しない者は今回に限り本試験の一部又は全部を免除することができる。

六、申請の方法

試験を受けようとする者は、当該申請書（所轄労働基準監督に準備してある。）に必要な事項を記入し、次のものを添え、所轄労働基準監督署に提出する。

(一) 履歴書 一通

(明確に記入すること)

(二) 写真 一枚

(試験申請前六か月以内に撮影した半身脱帽正前向の名刺型)

(三) 試験手数料

(四) 学科試験
(実技試験) 八三仙
収入印紙を申請書に貼付する。

(五) 試験免除該当者は免除願書
(所轄労働基準監督署に準備してある。)

七、申請期日

自 一九六四年一月二十七日
至 一九六四年二月四日

(注意)

- 1、試験手数料の収入印紙は消印しないこと。
- 2、試験申請書は所轄労働基準監督署に提出すること。
- 3、申請書に不備の点あるものは受付けない。

公 示

計量法第十四条の規定に基づいて、計量器定期検査の日時、場所および区域を次のとおり定める。

一九六四年一月二十四日

検査日	検査場所	検査区域
自 二月二十五日 午前九時から 至 二月二十六日 午後四時まで	行政主席 大田 政 作 検査場所 勝連村役所	勝連村 一円
自 二月二十七日 至 二月二十八日	与那城村 "	与那城村 "
自 三月二日	石川市 "	石川市 "
自 三月四日	美里村 "	美里村 "
自 三月五日	コザ市 "	コザ市 "
自 三月九日	具志川村 "	具志川村 "
自 三月十三日	コザ市 "	コザ市 "
自 三月十六日	具志川村 "	具志川村 "

至	自	三月二十三日	北谷村	至	自	三月二十三日	北谷村
至	自	三月二十四日	北谷村	至	自	三月二十四日	北谷村
至	自	三月二十五日	嘉手納村	至	自	三月二十五日	嘉手納村
至	自	三月二十七日	嘉手納村	至	自	三月二十七日	嘉手納村
至	自	三月三十日	読谷村	至	自	三月三十日	読谷村
至	自	三月三十一日	読谷村	至	自	三月三十一日	読谷村
至	自	四月二日	北中城村	至	自	四月二日	北中城村
至	自	四月三日	中城村	至	自	四月三日	中城村
至	自	四月六日	宜野湾市	至	自	四月六日	宜野湾市
至	自	四月九日	宜野湾市	至	自	四月九日	宜野湾市
至	自	四月十三日	浦添村	至	自	四月十三日	浦添村
至	自	四月十六日	浦添村	至	自	四月十六日	浦添村
至	自	四月二十一日	西原村	至	自	四月二十一日	西原村
至	自	四月二十一日	西原村	至	自	四月二十一日	西原村
至	自	午後九時から 午後四時まで	西原村	至	自	午後九時から 午後四時まで	西原村

規則第十二号

医師法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六四年一月二十四日

行政主席 大田 政 作

医師法施行規則の一部を改正する規則

医師法施行規則(一九五六年規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「学説試験は、」の下に「行政主席が医師試験審議会に諮り」を「科目」の下に「のうち必要と認めるもの」を加え、同条第三項中「外科及び産科」を「外科、産科及び行政主席が医師試験審議会に諮り必要と認める科目」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

合 併 公 告

株式会社沖縄銀行と株式会社東洋相互銀行の両社間に一九六三年拾貳月拾日合併契約を締結し、一九六四年一月拾日開催の各社臨時株主総会に於て承認を得、株式会社沖縄銀行は株式会社東洋相互銀行を合併して存続し、株式会社東洋相互銀行は解散することになりました。

ついでに預金、掛金契約者その他の債権者にして御異議ある方は一九六四年一月拾四日迄にその旨御申出相成る様商法の規定により公告致します。

前記期日迄に御申出ないときは御承認あったものと見做し処理します。

一九六四年一月拾四日

那覇市美栄橋町壹丁目四拾貳番地

株式会社 沖縄銀行

宮古平良市西里貳百九拾九番地

株式会社 東洋相互銀行

1964年1月24日（金曜日） 公

報（1961年1月6日第三種郵便物認可）才7号 （8）

発行所

内務局文書課

— 共同印刷出版社 —

公報 才7号

7010108